

○美浦村産業後継者結婚促進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、美浦村産業後継者結婚促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 村内の産業後継者（以下「産業後継者」という。）の結婚促進の推進を図ることにより、地域に根ざす産業の振興及び担い手の確保に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会は、事務局を美浦村総務部総務課に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を協議し推進するものとする。

- (1) 産業後継者の結婚に関する関係機関団体相互の連絡、協調
- (2) 情報の収集及び提供
- (3) イベントによる産業後継者の結婚の促進
- (4) その他必要な事項

(構成)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成し、その構成員の中から村長が委嘱する。

- (1) 村
- (2) 村議会
- (3) 教育委員会
- (4) 農業委員会
- (5) 社会福祉協議会
- (6) 民生委員児童委員協議会
- (7) 農業協同組合
- (8) 村商工会
- (9) 区長会
- (10) 村女性行政推進協議会
- (11) 学識経験者

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は総会において互選する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、かつ会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を行う。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は3年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第9条 協議会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会

2 構成員又は役員は、前項の会議に委任状をもって代理人を出席させることができる。

3 会議は、その構成員又は役員(代理人を含む)の2分の1以上の出席がなければ開く

ことができない。

4 会議の議長は、会長が務める。

(議事の表決)

第10条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(会計等)

第11条 この協議会の経費は、美浦村からの補助金等及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の補助金等の請求及び受領に関する事項については、会長に委任する。

(会計年度)

第12条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(補助金等の交付)

第13条 協議会は、第4条第3号及び第4号の規定に該当する事業に対し、補助金等を交付することができる。

2 前項の規定により補助金等を交付するときは、別に定めた要項により交付しなければならない。

附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月5日から施行する。